

美祢市温水プール 指定管理業務仕様書(案)

令和8年6月
美祢市教育委員会

【目 次】

1. 趣旨	1
2. 温水プールの管理運営に関する基本的な考え方	1
3. 指定期間	1
4. 法令等の遵守	1
5. 開館時間	1
6. 休 館 日	2
7. 業務等の内容	2
8. 自主事業	7
9. 経費等	8
10. 備品の帰属等	8
11. 業務を実施するに当たっての注意事項	9
12. リスク分担	9
13. ネーミングライツ	9
14. 協議	9
リスク負担表	10

1 趣旨

この仕様書は、美祢市温水プール（以下「温水プール」という。）の指定管理者の公募に当たり、温水プールの管理運営の内容及び方法について定めることを目的とする。

2 温水プールの管理運営に関する基本的な考え方

温水プールを管理運営するに当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 温水プールは公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いを行うこと。
- (2) 温水プールは、市民のスポーツ活動を推進し、心身の健全な発達と福祉の増進に寄与するという設置理念に基づき管理運営を行うとともに、市行政運営上必要とされる温水プールの役割を理解し、積極的にその役割を担うよう努めること。
- (3) 質の高いサービスの提供と効率的な業務の執行により、施設の特性を最大限活用できるよう、創意工夫に基づく効果的な管理運営を目指すこと。
- (4) 各種施設・設備の内容を十分に把握した上で、全ての施設・設備を清潔かつその機能を正常に保持し、施設利用者に快適で安全な利用を供することができるよう適正な維持管理を行うこと。
- (5) 市民や利用者の意見・要望等を真摯に受け止め、業務水準の維持・向上に努めること。
- (6) 個人情報保護や各種法令順守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4 法令等の遵守

温水プールの管理に当たっては、次の各項に掲げる法令等、その他の関係する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令
- (2) 美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例、美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則
- (3) 美祢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、美祢市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例施行規則
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- (5) 消防法
- (6) 公益通報者保護法
- (7) 個人情報の保護に関する法律、美祢市個人情報保護法施行条例
- (8) 美祢市情報公開条例
- (9) その他関係法令

5 開館時間

- (1) 4月から6月まで及び9月から翌年3月まで 午後1時30分から午後8時30分まで
- (2) 7月及び8月 午前10時00分から午後9時00分まで

- (3) 9月から翌年3月までの日曜日及び祝日法に規定する休日 午後1時00分から午後6時30分まで

※ 必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、変更することができる。この場合、指定管理者は、利用者に対しその旨を周知すること。

6 休 館 日

- (1) 月曜日（ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）
(2) 12月28日から翌年1月5日までの日

※ 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合、指定管理者は、利用者に対しその旨を周知すること。

7 業務等の内容

(1) 職員の雇用等

- ① 施設の管理運営業務全般の責任者（総括責任者）として常勤職員を1名配置すること。
- ② 必要な人数の管理人、監視員、指導者（常勤職員又は非常勤職員）を配置すること。なお、施設管理等に関する専門業務について、委託に拠らず施設職員が担当する場合は、各種法令に基づき当該業務に必要な有資格者を配置すること。
- ③ プールの監視体制は、利用者がいる間常に維持し、利用者数等に応じ監視員を増員すること。
- ④ 開館時間内は、事務室に常時職員を配置すること。
- ⑤ 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
- ⑥ プール及びトレーニングルームの指導に当たる職員は、運動に関する識見を有する者とする。
- ⑦ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- ⑧ プール公認規則第15条のプール管理者の資格を有する者を配置すること。
- ⑨ 職員は、利用者と区別ができるよう、統一のユニフォームを着用し、業務に従事すること。
- ⑩ 現在雇用している職員の継続雇用について配慮すること。

(2) 施設の運営に関する業務

- ① 利用の受付、利用調整をすること。
- ② 利用の許可をすること。
- ③ 利用料金の収納管理をすること。
- ④ 利用者への施設・設備の貸出し、利用相談、利用支援をすること。
- ⑤ 利用者数の集計、統計及び分析並びにこれらの報告をすること。

(3) 施設の維持管理に関する業務

① 建築物、電気設備、機械設備、工作物等の維持管理

施設の設備等の機能状態や劣化の程度を検査し、適切な保守により機能の維持を図るとともに、機能に異常又は劣化が生じた場合は、速やかに部品交換、修繕等必要な措置を講じること。また、法令上必要な行政機関への届出、報告等を行うとともに、行政機関が行う報告徴収、立入検査等に対応すること。

② 清掃等

利用者が快適に施設を利用するために、施設及び敷地内を清潔な状態に保つとともに、施設保全の観点からも適正な清掃を実施すること。ただし、敷地内の除草及び植栽の管理については、対象外とする。

③ 施設・設備維持補修

修繕については、次の基準により実施するものとする。

ア 修繕とは、施設、設備、備品等の劣化又は損傷に対して、機能を初期状態又は実用上支障のない程度にまで回復させることをいう。

イ 安全上又は館運営上、直ちに修繕が必要な場合は、速やかに対応すること。

ウ 利用者の安全確保、施設の耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止をいう。）に努め、予防保全に係る修繕も実施すること。

エ 修繕の実施に当たり市と指定管理者の役割分担は次のとおりとする。

(ア) 指定管理者の管理の瑕疵を原因とする修繕は、指定管理者が実施する。

(イ) 1 件当たり 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕は、指定管理者が実施するものとする。

(ウ) 1 件当たり 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上が見込まれる修繕の取扱いは、市と指定管理者の協議の上、原則として、市が予算の範囲内で実施するものとする。

(エ) (イ)の修繕を実施するに当たり、急を要さない修繕については、指定管理者が優先順位を決めた上で実施するものとする。

(オ) 実施した修繕について、修繕箇所、修繕費用等を記録し、事業報告書等において市に報告すること。

(カ) (ウ)の場合において、急を要さない修繕については、修繕箇所、想定される修繕方法、想定される修繕費、優先順位を記録し、市が求める時期に一括して報告すること。

(キ) (カ)により指定管理者から報告を受けた修繕については、市と指定管理者との協議の上、修繕計画を作成するものとする。

(ク) 市は、市による施設点検の結果、必要があると認めたとき又は利用者からの要望を受けて、市が、必要があると認めたときは指定管理者に修繕の実施を要請又は指示することができる。その際の費用負担については、(イ)及び(ウ)のとおりとする。

④ 水質等管理に関すること。

ア 利用者が安全快適かつ衛生的に利用できるよう、プールの水を水質基準で定める状態に維持すること。

イ プールの水質基準及び維持管理基準は、遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）とすること。

ウ 水質基準を維持するための薬品投入は必要最小限とすること。

エ プールの水温は 31.0 度程度を目安とする。

オ プールの室温は、最低 3 カ所で計測し、29 度程度（冬場は 31 度程度）を目安とする。

カ プール水温、室温、プールの水の残留塩素濃度等の測定を平均 1 時間に 1 回以上行い、記録すること。

キ プールの透明度は、毎朝、飛び込み台からプール底面の 25m ラインが明確に見える程度に保つこと。

(4) 市民の健康と体力の増進及び生活文化の向上に関する業務

① 水泳教室（J S A 美祢）運営

水泳教室は、下表の内容（コース、対象・目的、回数・時間数、定員等）を下回ることなく、かつ、市民サービスが低下しないよう、効果的・効率的に実施すること。ただし、教室を実施する曜日及び時間帯は、参加者の利便に配慮し理解を得た上で変更することができる。この場合、指定管理者は、参加者に対し、事前にその旨を周知すること。

なお、水泳教室の受講費は、下表の金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。

また、下表の内容と差別化できる内容のものは、自主事業として実施することができる。

コース	対象・目的	実施曜日・時間	定員	受講料 (月額・税込)
一般A (高校生以上)	4 種目 50m 泳げない人、体力的に自信のない人、健康維持を目的とする人	水・木・金 13:40～14:50(70 分) 金 19:00 ～ 20:10(70 分) ※上記の曜日・時間帯で月 4 日	20 人	令和 9・10 年度 5,000 円 令和 11 年度以降 5,500 円
一般M (マスタース) (高校生以上)	50m 3 種目以上泳げて水泳競技大会に出場を目的とする人	火～日 各自都合の良い時間 ※時間数・日数制限なし	10 人	令和 9・10 年度 6,500 円 令和 11 年度以降 7,000 円
小中 J 13 級→3 級 (市民対象)	クロール・背泳ぎ・平泳ぎ 50m 完泳。体力の向上、健康の保持増進・能力別指導をしています。	火～土 16:20～17:30(70 分) 17:30～18:40(70 分) ※上記の曜日・時間帯で月 4 日	300 人	令和 9・10 年度 4,000 円 令和 11 年度 4,500 円 令和 12 年度以降 5,000 円
小中高 S (選手コース)	4 種目 50m 以上泳げる人、100m 個人メドレー制限タイム内で泳げる人、対外試合出場を目的とする人	火～金 18:50～20:15(85 分) ※上記の曜日・時間帯で週 3 日	40 人	令和 9・10 年度 6,500 円 令和 11 年度 7,000 円 令和 12 年度以降 7,500 円
参加者証 再発行	参加者証の汚損、破損、紛失等に伴う再発行			100 円

※ 受講費は、施設の利用料金を含む。

※ 市民以外の者である場合の受講料は、この表に定める使用料の 1.5 倍とする。

② 市主催事業等に関すること。

ア 小中学校水泳授業（主管課：教育委員会事務局 教育総務課 総務班）

期間・回数等：6 月上旬～9 月下旬、各校 4 回（指導 1 時間程度／回）

使用範囲：全面

対象学校：伊佐小学校、豊田前小学校、秋吉小学校、伊佐中学校、厚保中学校

指導料：指導料は、市（主管課）が指定管理料とは別に負担するものとし、1 人につき 1 回当たり 2,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲

内で、毎年度、市と指定管理者が協議の上定める。なお、当該指導料は、指定管理事業の事業収入として取り扱うこと。

監視 人：監視は、学校の教員が行うものとする。

※ 指導料は、施設の利用料金を含む。

※ 実施に当たっては、主管課と実施日や費用面について事前に協議すること。

※ 実施に当たり、休館日又は開館時間を変更しようとする場合は、事前に市に届け出て、承認を得ること。

・各校児童・生徒見込数（令和 8 年 5 月 1 日時点）（単位：人）

	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3
伊 佐 小 学 校	6 9	6 4	6 0	4 7	3 9
豊田前小学校	2 2	2 3	2 0	2 0	1 8
秋 吉 小 学 校	3 7	3 3	2 6	2 7	3 1
伊 佐 中 学 校	3 2	3 5	3 4	3 8	3 7
厚 保 中 学 校	1 7	1 0	1 7	1 9	2 7

イ 国民健康保険事業「健康づくり水中運動教室」（主管課：市民福祉部 市民課 保険年金班）

期間・回数等：9 月上旬～11 月下旬 毎週火曜日 全 12 回程度（指導 1.5 時間程度／回）

使用 範 囲：半面

指 導 者：指定管理者が指導者を準備し、費用は市（主管課）が指定管理料とは別に負担する。なお、指導者に係る費用は、指定管理事業の事業収入として取り扱うこと。

※ 実施に当たっては、主管課と実施日や費用面について事前に協議すること。

※ 実施に当たり、休館日又は開館時間を変更しようとする場合は、事前に市に届け出て、承認を得ること。

ウ 各種大会等の引受けへの協力

指定管理者は、市が主催する大会・教室等の開催、行政視察や見学等への対応、市の刊行物やチラシの設置及びポスターの掲示等に協力すること。

(5) 賠償責任保険等に関すること

① 指定管理者は、指定管理業務の執行に当たって利用者等に損害を与えた場合、及び自主事業における事故があった場合、賠償補償責任を負うものとする。そのため、指定管理者は、市を追加被保険者とした次の保険に加入しなければならない。

ア 対人賠償保険：1 名につき 1 億円、1 事故につき 3 億円以上

イ 対物賠償保険：1 事故につき 200 万円以上

※ 加入した保険の補償内容が分かる書類を市に提出すること。

なお、全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険に市が加入するため、建物火災保険には加入しないこと。

② 「市が加入している保険内容」については、次のとおりである。(令和8年4月1日現在)

ア 全国市長会 市民総合賠償保険 5型②E型 5口

補償保険		
死亡・後遺障害保険金	入院補償保険金	通院補償保険金
1口：死亡 100 万円、後遺障害 4%～100% 500 万円まで	入院日数に応じ 1 万円～15 万円	通院日数に応じ 5 千円～6 万円

賠償責任保険		
身体賠償 1 名につき	身体賠償 1 事故につき	財物賠償 1 事故につき
1 億 5 千万円	15 億円	2, 000 万円

※ 賠償責任保険における外部委託の取扱いについて

本保険は、市に賠償責任が発生した場合に市の責任部分が本保険の適用となるだけでなく、地方自治法の規定により指定管理者に施設の管理を行わせた場合には指定管理者そのものを被保険者とみなし、市の責任と同様に指定管理者の責任部分についても本保険の対象となる。ただし、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合でその運営上もたらされる賠償責任は、本保険の対象外となる。なお、業務を外部へ委託した場合、受託者の業務遂行上の過失による賠償責任は、第一義的には受託者が負うものと考えられる。

(6) 緊急時の対応に関すること。

- ① 非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、マニュアルを作成し、緊急時の連絡先等をあらかじめ報告するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的実施すること。
- ② 指定管理者は防災計画、消防計画を策定するとともに、防火管理者を定め、防火管理者選任届、消防計画書などを消防署に届出ること。
- ③ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。
- ④ AED の適切な使用方法等を職員に習得させること。

(7) 個人情報保護、守秘義務及び業務に関する情報の公開に関すること。

- ① 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び美祢市個人情報保護条例及び市長が取り扱う個人情報の保護に関する美祢市個人情報保護条例施行規則の規定に従うこと。
- ② 本業務の実施により知り得た秘密及び本市の行政事務等で一般に公開されていない情報を外部に漏らし、または他の目的に使用しないこと。
- ③ 指定管理者が本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合、その委託先または請負先に対しても、その業務に当たり本項の規定を遵守する必要があることを周知すること。
- ④ 本業務に関することについて、美祢市情報公開条例に準じ、情報公開に応じること。また、本市の情報公開に関する施策のため必要な取組を求めた場合は、これに応じること。

(8) 利用料金に関すること。

- ① 条例に定める額の範囲内で、市の承認を得て利用料金を設定すること。利用料金の設定の際には、書面にて市に申請し、その承認を得ること。
- ② 利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とする。

(9) その他の業務

- ① 事業計画書及び収支計画書の提出
- ② 中間報告書、事業報告書及び収支決算書の提出
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 評価分析書の提出

8 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、自らの責任及び費用負担により、積極的に自主事業を企画・運営すること。なお、収入は指定管理者の収入とする。

- (1) 自主事業は、公序良俗に反しないもので、関係法令等を遵守し、施設の設置目的に沿った内容とすること。
- (2) 自主事業は、貸館施設としての特性に配慮したものとし、事前に市へ事業計画書を提出し、承認を受けること。
- (3) 水泳教室を自主事業として実施する場合は、水泳教室（J S A美祢）と差別化を図った内容とすること。
- (4) 自動販売機の設置

指定管理者は、施設利用者の利便に供するため、自主事業として施設に清涼飲料、乳酸菌飲料、乳飲料等の自動販売機（以下「清涼飲料等自販機」）を設置することができる。清涼飲料等自販機を設置する場合は、次の事項を事業計画書に明記すること。

なお、清涼飲料等自販機の設置は、施設の設置目的の範囲内の事業と位置付けるため、行政財産使用許可申請書の提出を要しない。

また、指定管理期間の途中において、清涼飲料等自販機を追加し、又は入れ替えようとする場合においては、その可否を事前に市に確認すること。

- ① 設置台数
 - ② 設置場所
 - ③ 使用面積
 - ④ 販売する飲料の種類
- (5) 清涼飲料等自販機設置に係る費用

清涼飲料等自販機の設置は、自主事業であるため、光熱水費、設置及び管理に係る費用については指定管理者の負担とし、指定管理業務と会計を明確に区分し管理すること。なお、電気料金については、適切に使用電力量を把握した上で、料金を算定し市に支払うこと。

(6) 用具売場の設置

指定管理者は、施設利用者の利便に供するため、自主事業として施設に水着、スイムキャップ等の用具売場を設置することができる。用具売場を設置する場合は、次の事項を事業計画書に明記すること。

なお、用具売場の設置は、施設の設置目的の範囲内の事業と位置付けるため、行政財産使用許可申請書の提出を要しない。

また、指定管理期間の途中において、売場を撤去する場合においては、事前に市に届け出ること。

- ① 設置場所及び面積

- ② 設置場所
 - ③ 使用面積
 - ④ 販売する用具の種類
- (7) 開館時間外における自主事業の実施
- 開館時間外に自主事業を実施する場合は、事前に市長の承認を得た上で実施することとし、この場合における施設の利用料は、年度ごとに実績を報告した上で、施設の専用利用料金として定める額を市に納付金として納めること。

9 経費等

- (1) 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が払う指定管理料、利用料金、事業収入によって賄うものとする。ただし、次の費用は市が負担するものとする。
- ① 1件30万以上の修繕
 - ② 建物災害共済保険
 - ③ 借地料
 - ④ 自動体外式除細動器（AED）借上げ
- (2) 指定管理料の額及び支払いの方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとする。
- (3) 指定管理料は、原則として、燃料費及び電気料金を除き、精算による剰余金の返還や不足分の補填は行わないものとする。
- (4) 利用料金は、美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例の範囲内で、市長の承認の下に設定するものとし、美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定に基づき減額し、又は減免するものとする。なお、この減免による減収分の補填は行わない。
- (5) 前号の規定にかかわらず、デジタル住民票 NFT、山口県市町村職員共済組合保健・文化施設利用助成券、やまぐち健康マイレージの利用による利用料金の減額分については、各実施機関から別途補填される。
- (6) 市及び指定管理者は、天災その他特別の事由が生じた場合において、指定管理料の変更を申し出ることができることとし、変更の額等は、双方協議して定めるものとする。
- (7) 指定期間を超える賃貸借契約、委託契約等は締結できない。また、指定期間内であっても指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し又は業務停止があった場合、その損害については全て指定管理者が賠償するものとする。

10 備品の帰属等

- (1) 市は、別紙1「温水プール備品一覧（リース備品含む）」を無償で指定管理者に貸与する。
- (2) 指定管理者が指定管理料により備品を購入した場合、備品は指定管理者に帰属するものとする。
- (3) 指定管理期間中、温水プールの備品は常に良好な状態に保たなければならない。
- (4) 指定管理期間中、温水プールの備品は本業務遂行のためのみに使用するものとし、第三者に権利を譲渡し、または貸与してはならない。

11 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行うこと。
- (2) 市と連携を図り運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程を定める場合は、市と協議を行うこと。
- (4) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
また、業務の一部を再委託する場合は、委託先及び契約金額を市に届け出ること。
- (5) 市が出席を要請した会議等には出席すること。また、適宜、連絡調整会議の開催等により、関係機関との連絡調整を図ること。
- (6) 指定期間開始に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うこと。また、本業務を遂行するために必要な許認可を指定管理者の責任及び費用において取得すること。
なお、必要と認める場合には指定期間開始に先立ち、管理施設の視察を申し出ることができる。
- (7) 指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継を行うこと。
- (8) 指定期間の終了までに、指定期間開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければならない。ただし、市が認める場合には、管理物件の原状回復を行わず、別途市が定める状態で管理物件を明け渡すことができる。
- (9) 指定期間外に係る利用料金を収受した場合は、通常の指定管理料の管理口座とは別の口座を設け、これを管理するとともに、市または次期の指定管理者に対し、円滑に引継ぎを行うものとする。
- (10) 職員の雇用に当たっては、労働基準法その他の労働関係法規を遵守すること。
- (11) 公益財団法人 日本水泳連盟の公認プールとしての運営を行うこと。（有効期限：2028 年 5 月 31 日）なお、再公認の申請に係る費用は指定管理者が負担するものとする。
- (12) その他、本仕様書に記載のない事項については市と協議を行うこと。

12 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては「リスク負担区分表」を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議で定めるものとする。

13 ネーミングライツ

市が第三者と命名権に関する契約を締結し、温水プールに愛称が付与された場合は、指定管理者の負担により施設ホームページ等の表示変更を行い、温水プール利用者への愛称の周知に協力すること。

※ 令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間におけるネーミングライツパートナーを新たに募集する予定

14 協議

指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

リスク分担表

項目	内容等	損失の負担	
		市	指定管理者
物価の変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	両者の協議	
	それ以外のもの（人件費、物品費を含む）		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	①施設の利用度が当初の予想を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く。）		○
	②大規模な外的要因による需要変動	両者の協議	
施設（設備）の損傷（修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費を含む。）	①指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	②通常の使用において生じた消耗（部）品の交換等であって、30万円未満の修繕		○
	③上記以外の場合	○	
備品の損傷	①市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②市貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの（所有は指定管理者に帰属）		○
支払の遅延	①市から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指定管理者が行う自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生ずる損失		○
個人情報の漏洩	①市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項目	内容等	損失の負担	
		市	指定管理者
管理運営に係る事故（損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。）	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの（自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等）		○
第三者への損害賠償 （指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、市が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。）	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④市が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
保険への加入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）		○
業務内容の変更	①市の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難になったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設（設備）の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	①市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

温水プール備品一覧

(単位:円)

番号	取得日	品 名	規 格	取得金額
1	H7.11.29	事務用机	片袖机	33,887
2	H7.11.29	事務用椅子	事務用椅子	20,600
3	H14.3.26	その他椅子	プール内用ベンチ	28,560
4	H14.12.13	その他椅子	インクラインベンチ	52,500
5	H6.5.13	保管庫	保管庫	33,000
6	H6.5.13	保管庫	保管庫	31,000
7	H5.5.13	ロッカー	掃除用具入れロッカー	37,000
8	H8.3.28	台	テレビ台	146,466
9	H5.4.28	黒板	ホワイトボード	42,800
10	H5.5.13	黒板	月行事表	15,000
11	H5.6.10	黒板	行事案内板	16,810
12	H5.5.26	黒板	ホワイトボード	22,240
13	H9.9.30	黒板	両面ホワイトボード	55,650
14	H5.6.25	キッチン用品	電気コンロ	13,500
15	H3.3.14	キッチン用品	流し台	48,000
16	H5.4.14	その他ホーム用品	下足箱	60,000
17	H8.3.28	その他ホーム用品	コンドルポリシャ	65,920
18	H11.1.28	その他ホーム用品	高圧洗浄機	31,290
19	H15.12.1	その他ホーム用品	高圧洗浄機延長ノズル	64,050
20	H24.8.8	その他ホーム用品	日立全自動洗濯機NWT71	49,350
21	H26.12.17	その他ホーム用品	高圧洗浄機	32,204
22	H26.12.18	その他ホーム用品	脚立	11,800
23	H13.3.30	身長計	身長計	30,000
24	H24.11.20	血圧計	オムロンHBP-9020	229,320
25	H24.11.20	血圧計	HBP-9020	229,320
26	H13.3.30	その他保健健康測定機器	背筋力計	24,800
27	H13.3.30	その他保健健康測定機器	握力計	12,000
28	H7.11.10	その他保健健康測定機器	体内脂肪計	185,400
29	H6.8.27	時計	時計	16,686
30	H15.1.8	その他測定機器	プロボン測定器	12,600
31	H5.4.30	音響機器	ワイヤレスアンテナ	15,000
32	H5.4.30	放送機器	マイクスタンド	21,500
33	H5.4.2	電話機	停電用電話機	28,900
34	H25.6.28	ファックス	パナソニック	26,040
35	H23.8.31	テレビ	液晶テレビ 東芝 REGZA 32AIS	47,460
36	H23.8.31	テレビ	液晶テレビ 東芝 REGZA 19A2K	40,740
37	H22.5.31	消火器	粉末消火器 ヤマト 11-7	8,820
38	H22.5.31	消火器	粉末消火器 ヤマト 11-7	8,820
39	H22.5.31	消火器	粉末消火器 ヤマト 11-7	8,820
40	H22.11.18	清掃機器	高圧洗浄機 K-1120	139,965
41	H13.3.30	一般医療機器	救急用人工蘇生器	33,600
42	H13.3.16	一般医療機器	水中担架	87,465
43	H16.7.8	一般医療機器	担架	115,920
44	H7.11.10	体力強化機器	ステップマシーン	484,100
45	H7.12.8	体力強化機器	テーブルローラーES	226,600
46	H8.7.30	体力強化機器	レッグエクステンション	684,900
47	H8.7.30	体力強化機器	レッグカール	654,050
48	H10.7.31	体力強化機器	クライマックス	535,500
49	H17.11.30	体力強化機器	コードレスエルゴサイダー	249,900
50	H15.7.20	その他体育用器具	監視台	63,000

(単位:円)

番号	取得日	品 名	規 格	取得金額
51	H17.8.5	その他体育用器具	移動式簡易階段	193,200
52	H5.10.15	その他体育用器具	プール用電子スターター	139,000
53	H5.5.13	事務用机	片袖机	17,000
54	H5.5.13	事務用机	片袖机	17,000
55	H5.5.13	事務用机	片袖机	17,000
56	H5.5.13	事務用机	片袖机	17,000
57	H5.5.13	事務用机	片袖机	17,000
58	H5.5.13	事務用机	片袖机	17,000
59	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
60	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
61	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
62	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
63	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
64	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
65	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
66	H5.4.20	会議用机	会議テーブル	63,860
67	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
68	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
69	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
70	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
71	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
72	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
73	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
74	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
75	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
76	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
77	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
78	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
79	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
80	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
81	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
82	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
83	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
84	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
85	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
86	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
87	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
88	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
89	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
90	H5.5.13	会議用椅子	会議用椅子	24,102
91	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
92	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
93	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
94	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
95	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
96	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
97	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
98	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
99	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
100	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710

(単位:円)

番号	取得日	品 名	規 格	取得金額
101	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
102	H5.4.28	その他椅子	長椅子	58,710
103	H7.12.18	その他椅子	長椅子	20,600
104	H7.12.18	その他椅子	長椅子	20,600
105	H10.2.19	その他椅子	ホームベンチ	21,000
106	H10.2.19	その他椅子	ホームベンチ	21,000
107	H12.2.15	その他椅子	ベンチ	25,725
108	H12.2.15	その他椅子	ベンチ	25,725
109	H5.6.30	保管庫	特殊棚	40,500
110	H5.6.30	保管庫	特殊棚	40,500
111	H5.6.30	保管庫	特殊棚	44,500
112	H5.6.30	保管庫	特殊棚	44,500
113	H5.5.13	ロッカー	更衣ロッカー	64,000
114	H5.5.13	ロッカー	更衣ロッカー	64,000
115	H5.5.13	ロッカー	更衣ロッカー	64,000
116	H5.6.30	ロッカー	キーウォーカー用ロッカー	45,000
117	H5.6.30	ロッカー	キーウォーカー用ロッカー	45,000
118	H5.6.30	ロッカー	キーウォーカー用ロッカー	45,000
119	H5.6.30	ロッカー	キーウォーカー用ロッカー	45,000
120	H5.5.13	台	電話台	16,274
121	H5.5.13	台	電話台	16,274
122	H5.5.25	衝立	アコーディオンスクリーン	36,565
123	H5.4.14	その他ホーム用品	下足箱	210,000
124	H5.4.14	その他ホーム用品	下足箱	210,000
125	H5.5.13	その他ホーム用品	かさ立て	28,700
126	H5.5.13	その他ホーム用品	かさ立て	28,700
127	H14.12.9	暖房用器具	オイルヒーター	22,890
128	H14.12.9	暖房用器具	オイルヒーター	22,890
129	H5.4.30	音響機器	メガホン	27,000
130	H5.4.30	音響機器	メガホン	27,000
131	H5.4.30	音響機器	チューナーユニット	19,000
132	H5.4.30	音響機器	チューナーユニット	19,000
133	H5.4.30	放送機器	マイクロホン	16,500
134	H5.4.30	放送機器	ワイヤレスマイク	27,500
135	H5.4.30	放送機器	ワイヤレスマイク	27,500
136	H5.4.2	電話機	表示付電話機	24,616
137	H5.4.2	電話機	表示付電話機	24,616
138	H5.4.2	電話機	表示付電話機	24,618
139	H7.11.29	一般医療機器	担架	29,870
140	H14.12.13	その他体育用器具	トレーニングゴムマット	15,800
141	H14.12.13	その他体育用器具	トレーニングゴムマット	15,800
142	H15.7.20	その他体育用器具	プールフロアー	57,120
143	H15.7.20	その他体育用器具	プールフロアー	57,120
144	H9.5.27	その他体育用器具	ビート板整理台	26,250

(単位:円)

番号	取得日	品 名	規 格	取得金額
145	H16.7.12	その他体育用器具	コースロープ巻取器	141,800
146	H16.7.12	その他体育用器具	コースロープ巻取器	141,800
147	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
148	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
149	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
150	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
151	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
152	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
153	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
154	H5.4.14	その他体育用器具	ストップウォッチ	12,000
155	H5.5.7	その他体育用器具	ペースクロック	89,000
156	H5.5.7	その他体育用器具	ペースクロック	89,000
157	H5.5.7	その他体育用器具	丸型壁掛時計	18,500
158	R1.12.13	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF9121	33,150
159	R1.11.28	その他体育用器具	フレアーマット EKH102	20,000
160	R2.3.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625
161	R2.3.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625
162	R2.3.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625
163	R2.3.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625
164	R2.5.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625
165	R2.5.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625
166	R2.5.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625
167	R2.5.31	その他体育用器具	セノー プールカバーシート JF912200	53,625

温水プール備品一覧(リース備品)

(単位:円)

番号	当初契約日	品名	規格	取得金額(年額)	リース先	リース期間(最新)		
168	H20.8.1	体力強化機器	リカンベントバイクECー2300R	8,580	三菱HCキャピタル株式会社	R7.8.1	～	R8.7.31
169	H19.7.1	体力強化機器	ライフ・フィットネストレッドミル95Ti	47,467	三菱HCキャピタル株式会社	R7.7.1	～	R8.6.30
170	H31.4.1	体力強化機器	リカンベントバイクR1x	10,560	NX・TCリース&ファイナンス株式会社	R8.4.1	～	R9.3.31
171	H23.6.25	体力強化機器	リカンベントバイクR1x	8,580	NX・TCリース&ファイナンス株式会社	R8.2.1	～	R9.1.31
172	R2.4.1	一般医療機器	自動体外式除細動器 AEDー3150	91,080	リコーリース株式会社	R7.4.1	～	R12.3.31
173	R6.6.28	事務用品	高額紙幣対応券売機 KBー272EX	394,680	NX・TCリース&ファイナンス株式会社	R6.7.1	～	R11.6.30